

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

平成12年6月には、社会福祉事業法の改正が行われ、平成15年4月から社会福祉法として施行されました。

平成19年8月には、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされ、本市においては、平成20年3月に大崎市地域福祉計画を策定しました。

平成28年3月には、社会福祉法の改正により、社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が明記されました。

同年5月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むことが示され、市町村は、国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなりました。

平成29年6月には、改正された社会福祉法により、「市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり」や「福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画策定の努力義務化」等が規定されました。国から示された市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、主に市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、各分野を横断的に関係する者に対応できる体制・支援の在り方や、市民後見人等の育成や活動支援、権利擁護の在り方等が挙げられています。また、包括的な支援体制の整備に関する事項についても計画に盛り込むものとしており、各市町村にはこれらを踏まえた計画策定が求められました。

令和2年6月には、社会福祉法の一部が改正され、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の整備に関する事項を地域福祉計画に定めるよう努めることとなりました。

社会福祉法では、法の考え方を踏まえ、市町村がそれぞれの状況に応じ、地域福祉計画を策定することを位置づけています。また、計画に記すべき事項として、①「地域における高齢者の福祉，障がい者の福祉，児童の福祉その他の福祉に関し，共通して取り組むべき事項」，②「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」，③「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」，④「地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項」，⑤「包括的な支援体制の整備に関する事項」の5点が掲げられており，利用者の視点，事業の側面及び市民自身の参画というそれぞれの観点を踏まえるべきものとされています。

(2) 根拠法令等

地域福祉計画は，社会福祉法第107条に基づく計画です。

(参考) 社会福祉法 ～ 市町村が策定する地域福祉計画について

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉，障害者の福祉，児童の福祉その他の福祉に共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

2 計画の位置づけ

本市において最も上位に位置する計画が大崎市総合計画です。本市では平成20年度から第1期となる総合計画がスタートし、このまちづくり全般に関わる指針との整合・連携を確保しながら、地域福祉計画を策定・推進しています。

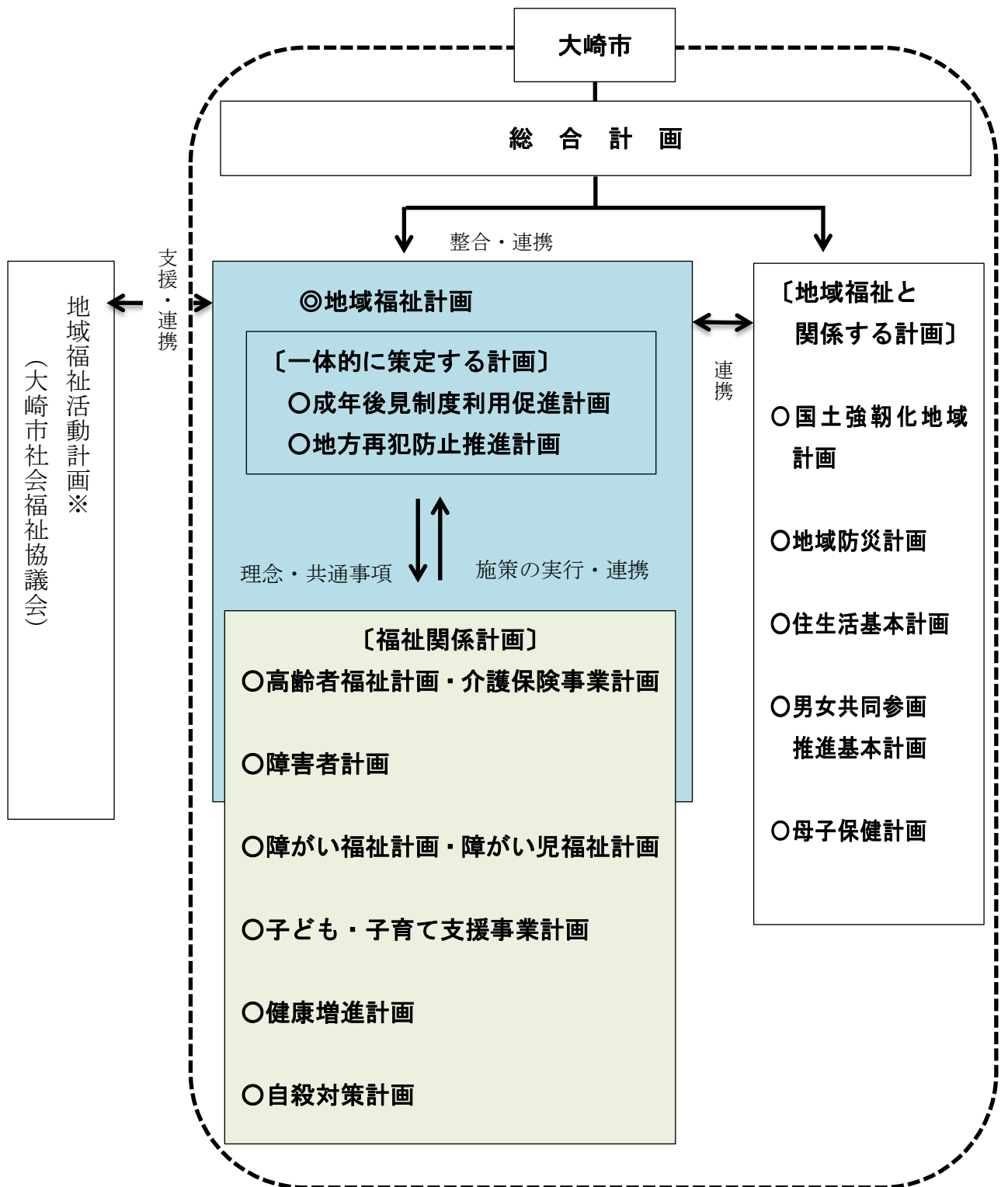
福祉分野では、高齢者福祉に関する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や、障がい者福祉に関する「障害者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、児童福祉等に関する「子ども・子育て支援事業計画」（平成26年度までは「次世代育成支援行動計画」）、その他の福祉に関する「健康増進計画」、「自殺対策計画」を策定・推進していますが、本計画は上記福祉関係計画の上位計画となるため、理念及び共通事項を定め、また関係計画では、その内容を踏まえて、施策の実行において相互連携を図っています。

本計画と同様に、理念と共通事項を定めた、「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」、「住生活基本計画」、「男女共同参画推進基本計画」、「母子保健計画」とも整合性を図ることで、関係する計画の施策すべてが機能的に連携することを目指します。

また、避難行動時の要支援者対策をはじめ、地域における各種計画等との連携を確保しながら推進していきます。

さらに、成年後見制度利用促進計画と再犯防止推進法第8条第1項による地方再犯防止推進計画を地域福祉計画と一体的に策定・推進します。

図表一上位・関連計画との整合・連携



※ 地域福祉活動計画とは ～ 全国社会福祉協議会より

「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」

3 計画の期間

福祉分野の計画期間は、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」が3年、「子ども・子育て支援事業計画」は5年、「障害者計画」は6年となっています。福祉分野の高齢者と障がい者の計画の終期を合わせ、それぞれの計画の見直しを反映できるようにします。そのため、本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

(参考) 各計画の期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度以降
総合計画					第2次											
地域福祉計画								本計画								
高齢者福祉計画 介護保険事業計画								第8期		第9期						
障害者計画					第3次											
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画					※1			第6期 第2期		第7期 第3期						
子ども・子育て支 援事業計画	次世代育成 支援行動計画						第2期									
健康増進計画								令和元年度～令和11年度								
自殺対策計画								第1期								
宮城県地域福祉支 援計画 ※2	第2期		第3期				第4期									

※1 大崎市障がい児福祉計画は、平成30年度から大崎市障がい福祉計画と一体的に策定し、見直しが行われています。

※2 宮城県地域福祉支援計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行うものとなっています。

4 計画策定の体制

本計画は、庁内連絡会議で計画の内容について協議・検討を行い、地域において福祉活動に携わる、民生委員・児童委員（以下「民生委員等」という。）やボランティア団体、社会福祉協議会、地域で福祉関係のまちづくりに関わる関係者、学識経験者からなる策定検討会議を設置し、福祉活動関係者の意見を反映するよう努め、計画の策定を行いました。

第2章 地域福祉を取り巻く状況

わが国は、少子高齢・人口減少社会の進展という大きな課題に直面しています。この課題は、福祉のみならず、経済や社会構造に大きく影響し、地域の存続にも直結する事態となっています。生活する基盤としての地域福祉がこれからも持続可能であることが不可欠であり、支える側と支えられる側に分かれるのではなく、地域に住む誰もが役割を持ち、協力しながら互いに尊重し合い日常生活を営むことが必要です。

このような状況は、大崎市においても例外ではなく、少子高齢化により、家庭や地域の相互扶助の機能の弱体化や地域住民のつながりの希薄化が進展する中で、高齢単身世帯の増加、高齢者の社会的孤立、障がい者への理解不足が生む社会的排除、そして核家族化に伴う子育て不安の増大による子ども虐待、自殺といった課題が浮かび上がってきます。これらの事実を踏まえて見渡すと、現在の地域社会を巡る社会福祉環境は、以前よりも一層の厳しさを増しているといえます。

1 高齢者を取り巻く現状と課題

本市の令和2年4月現在における65歳以上の高齢者数は38,617人で、高齢化率は30.0%となり、3.3人に1人が高齢者という状況です。

また、高齢者を含む世帯数は25,951世帯で、うち一人暮らし世帯は6,416世帯、高齢者のみの世帯は11,819世帯となっています。今後も高齢化や核家族化が進行し、一人暮らしの高齢者や家族と同居していても昼間は一人になる高齢者が増えることから、家庭における「見守り」や「介護力」の低下が懸念されます。

このような状況の中で、高齢者が健康で生きがいを持ち、いきいきとした生活を送るためには、自らが健康づくりに努め、高齢者の社会活動、生涯学習活動等の生きがいづくりを推進するとともに、介護を必要とする状態にならないための介護予防・フ

レイル（※）予防対策，が極めて重要となります。

また，高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには，在宅福祉の充実
はもとより，高齢者を地域全体で支える意識啓発と仕組みづくりを推進していく必要
があります。

〔関連する計画：高齢者福祉計画・介護保険事業計画〕

※フレイル：高齢期に病気や老化などによる影響を受けて，心身の活力（筋力や認知機能
など）を含む生活機能が低下し，将来要介護状態となる危険性が高い，「健康」と「要介
護状態」の間に位置する状態。したがって，フレイル予防は，より早期からの介護予防
（＝要介護状態の予防）を意味しており，従来の介護予防をさらに進めた考え方。

2 障がい者を取り巻く現状と課題

令和2年4月1日現在における本市の障害者手帳所持者は7,143人で，その内訳
は，身体障害者手帳所持者が5,055人，療育手帳所持者が1,258人，精神障害者
保健福祉手帳所持者が830人で，障害者手帳所持者は減少傾向となっていますが，
身体障害者手帳以外の所持者については，いずれも増加傾向にあり，特に精神障がい
による手帳所持者数が増えているという特徴を表しています。

障がい者福祉を取り巻く状況は，「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行され，
障がいの種類にかかわらず，福祉サービスの提供主体が市町村に一元化されました。
また，障がい者への就労支援，社会資源の活用，公平なサービス利用のための手続き
や基準の透明化・明確化，さらに，増大する福祉サービス等の費用を国民全体で負担
し合う仕組みなどが示されました。その後，平成25年4月に「障害者の日常生活及
び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められ，障がいの定義に難病等が加
えられた後，平成28年5月に「児童福祉法」の改正により，新たに障がい児支援の
ためのサービスの拡充や障がい児支援体制の強化が盛り込まれ，障害児福祉サービス，
相談支援，地域生活支援事業及びその他の支援が総合的に行われています。

本市では，これら多様化した障害福祉サービス等の支援ニーズに対し，一部でサー
ビス提供事業者が不足していたり，サービスを受けるために必要な相談支援専門員や
心理職等といった専門的な人材の確保が不足していることが課題となっています。

〔関連する計画：障害者計画，障がい福祉計画・障がい児福祉計画〕

3 子育て環境の現状と課題

本市の出生率は、令和元年12月31日現在6.2%で、平成19年と比較すると2.6ポイントの減少となっており、少子化傾向の潮流が続いています。その一方で、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化などにより、保育需要は依然として高い状況にあります。令和2年4月1日現在の保育所待機児童数は47人となっており、特に古川地域と鹿島台地域の占める割合が高くなっています。また、放課後児童クラブ等の放課後児童健全育成事業の需要も増加傾向にあります。

少子化の原因は、その一つに結婚や育児に対する考え方の変化によるといわれていますが、女性の社会進出を背景とした晩婚化による出産年齢の上昇などにその影響が見られます。また、核家族化の進行により、仕事と子育ての両立が困難となり、子育てを行う親の負担感を増大させていることも少子化を加速させる大きな要因のひとつと考えられます。

家庭と地域のつながりが希薄になったことで妊婦や子育て中の親が地域で孤立し、育児不安を抱えたり、核家族化や少子化により家庭や地域で子どもを育む力が低下していることも見逃せません。

また、育児放棄をはじめ、親の子どもに対する虐待が大きな社会問題となっています。虐待は、子育てを一人で背負い込むなど、子育て中の親が抱えるストレスなどによって起こるといわれていますが、本市におきましてもその件数の動向に注視していく必要があります。

本市においては、仕事と子育ての両立、出産・育児に対する経済的負担や安全な遊び場の確保などが子育てに関する悩みの多くを占めていることから、待機児童の解消や多様な保育ニーズに対応した子育て環境の整備、子育て家庭の状況に応じた相談対応や各種給付制度の活用による適切な支援が求められています。

〔関連する計画：子ども・子育て支援事業計画，母子保健計画〕

4 再犯者を取り巻く現状と課題

国全体では犯罪件数が減少傾向にあるものの一度罪を犯してしまった人の再犯率が一貫して上昇していることから、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国とともに地方自治体が更生保護の観点から、再犯防止等に関する施策を講じることが求められています。

罪を犯してしまった人が地域において安定した生活ができるよう、警察署や保護司会、協力雇用主会などの関係機関と地域が協働し、支援することが必要となっています。

5 成年後見制度を取り巻く現状と課題

認知症、知的障がい、その他精神上の障がいのある人は、ものごとを適切に判断することが難しく、意思を伝えにくい状態にあるため、成年後見制度を理解し、利用の意思を伝えることは困難な状況にあります。そのような状況におかれている人は人権侵害に遭いやすく、自ら必要な介護・福祉サービスを適切に選択・決定することも難しい傾向にあります。

生活を支える介護・福祉サービス事業者側からみても、そうした人たちとのスムーズな契約や安定したサービス提供が難しく、地域での生活自体も継続が困難になるといった事例も少なくありません。

関係機関との連携等をさらに強化することにより、日常生活を送るうえで十分な判断ができない人が安心して暮らせるための、成年後見制度の理解と利用促進の充実が急務の課題となっています。

6 包括的な相談・支援体制の現状と課題

少子高齢化の一層の進展により、住民が抱える日常生活における課題は複雑化し、ニーズも多様化しています。こうした課題を解決するためには、医療や保健、福祉分野だけでなく、まちづくりや住まい、暮らしの環境整備、さらには教育、権利擁護等、分野を超えた包括的な相談・支援体制が求められています。

本市では、地域包括ケアシステムによる分野横断的な多機関協働による地域共生社会の実現を目指す取組みを推進するとともに、制度の狭間への支援については、今後、分野を超えた相談支援ネットワークの整備を進めていく必要があります。

第3章 大崎市がめざす地域福祉

1 基本理念

市民誰もが、いつまでも幸福と輝きを与え続けるための礎を築き、今後のまちづくりの基本姿勢を明らかにするため、平成29年3月に平成29年度から令和8年度までを期間とする「第2次大崎市総合計画」が策定されました。平成29年度から令和3年度までの5年間を前期計画、令和4年度から令和8年度を後期計画とし、10年後の望ましい姿の実現に向けた主な取組み等を示しています。

計画は、「宝の都（くに）・大崎 ーずっとおおさき・いつかはおおさきー」を将来像として位置づけ、「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」等6つの施策の大綱を定めています。

大崎市総合計画の第5章「地域で支え合い健康で元気なまちづくり」の中には、「第1節 生涯を通じた健康づくりの推進」、「第2節 充実した地域医療体制の整備」、「第3節 安心と生きがいのある高齢福祉の充実」、「第4節 地域で支え合う社会福祉の充実」、「第5節 環境の変化に対応した子育て支援の充実」が位置づけられており、保健・医療・福祉が連携して生活しやすい福祉環境を整えるとともに、市民自らが支え合う地域づくりを目指すことが示されています。

総合計画を具現化する既存の計画として、地域福祉計画に関係する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の法定計画が位置づけられています。

東日本大震災後には、地域の支え合いの重要性とその支え合いから生まれる絆の大切さが再認識されました。このことを明確に示している第2次計画の基本理念を、本計画はそのまま引き継ぐものとし、「地域の絆と支え合い」により「このまちに住んでよかった」と自然にいえることを基本理念とします。

基本理念

- ◇生命（いのち）の大切さを心から知っています
- ◇だから、みんなの生命（いのち）も
- ◇築きましょう 一緒に！
- ◇ともに支え合い、幸せに暮らせる地域を



「地域の絆と支え合い

—このまちに住んでよかったといえるまち・おおさき—

2 基本目標

地域福祉計画は他の法定計画である高齢者・障がい者・子育て支援の計画と関係する計画であり、これらの計画は、それぞれに基本目標が掲げられていることから、地域福祉計画では、高齢者・障がい者・子育て支援に関わる基本目標は掲げず、他の策定された法定計画の「構想・理念」、「計画・目標」を地域福祉計画の目標と位置づけます。

総合計画の基本計画「第5章 第4節 地域で支え合う社会福祉の充実」の実現に向けての主な取組みの一部を基本目標とし、本計画における目標として以下の3点を掲げます。

基本目標

- 1 安心して生活できる地域福祉の推進
- 2 地域で相互に支え合う仕組みづくりの推進
- 3 地域のボランティアとコーディネーターの育成・支援



第4章 計画の実現をめざして

1 安心して生活できる地域福祉の推進

<関連するSDGs(※)の目標>

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう



※SDGsは、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。本計画で取り組む項目とSDGsの17の目標との関連性について、アイコンを用いて示します。(第6章 - 3【参考】参照)

(1) 協働による地域づくり

国では、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められており、ニッポン一億総活躍プラン(2016年(平成28年)6月2日閣議決定)で述べられているとおり、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。様々な課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組みと、誰もが安心して共生できる地域福祉を推進します。

また、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」、「モノ」、「お金」そして「思い」が循環し、相互に支え、支えられるという関係づくりが、地域共生社会の実現には不可欠です。

財源については、公的財源ばかりでなく、クラウドファンディングや社会福祉法人による地域における公益的な取組み等を活用し、企業や活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、情報提供や協働の取組みを推進します。

本市では、地域課題の多様化と顕在化から、今後、行政だけでは対応できない課題が増えることが予想されます。このような背景から大崎市流地域自治組織(※)が核となり、市民と行政が情報を共有し、各々の役割を分担・補完しながら、一体となって共に行動する協働のまちづくりを大崎市流地域自治組織と共に展開し、地域ニーズにあった住民の暮らしを支える基盤づくりに努めています。

個人と地域の関係が希薄化し、高齢者の孤立など、社会情勢が大きく変化する中で、共に暮らす住民同士が支え合い、助け合う関係を築いていく意義は、ますます大きく

なっています。住民の理解と参加，そして相互の協働，そこに地域ボランティアなどの社会資源を活用し，全体で地域福祉を進めていく必要があります。

そのためにも、「大崎市話し合う協働のまちづくり条例」の趣旨を踏まえつつ，地域住民や地域の社会的役割を担う各種団体を構成員とする地域自治組織と，NPO法人，ボランティア団体，企業などが目的を共有し，互いの特性を活かし，話し合いを行いながら地域福祉の推進を図ります。

また，各地域自治組織は，住民アンケート調査やワークショップなどの話し合いを通じ，それぞれの地域の取り組むべき課題や目標を共有し，実行のための手順や優先順位を示した地域計画を策定しています。

協働のまちづくりの推進は，総合計画で描いた目指すべき将来像と地域が考える将来像を共に共有することが必要です。行政と地域がお互いの将来像を尊重し，認め合いながら，ここにいつまでも暮らし続けたいと思える地域を築いていきます。

※大崎市流地域自治組織：「地域のことは地域で考え，地域で解決していくための仕組み」であり，自立性の高い地域自治を築こうとするもの。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等（※）	行政
○地域の課題について学び考える ○地域の行事に参加する ○一人ひとりが地域づくりに積極的に参加する	○地域ボランティア組織の育成・支援を行う ○地域課題を団体間で共有する ○地域計画を推進する ○公益的な取組みを検討する	○地域課題解決の情報を提供する ○各種団体を育成・支援する ○地域各種団体等のネットワークづくりを推進する

※地域各種団体等とは，社会福祉協議会，NPO法人，民生委員等，自主防災組織等「共助」が関係する団体

(2) 地域住民等が集う拠点施設の充実

古川，松山，三本木，鹿島台，岩出山，鳴子温泉，田尻地域の総合支所や保健福祉センター，公民館等は，子どもから高齢者まで，誰もが気軽に立ち寄ることができ，必要な時に相談できる窓口としての機能や，地域住民が主体的に地域課題について把握，共有し，解決に向けて取り組むことができるよう，支援や意見交換等ができる場となっています。さらにこの機能の強化と充実を進め，安心して生活できる地域づくりを推進します。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○住民が集う拠点での行事等に参加する ○地域課題等に対して発信する ○福祉教育（※）を学び，人と人との関わりについて考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○世代や障がいの有無を超えた，誰もが参加しやすい行事を開催する ○誰もが相談に来られるサークル的役割を充実させる ○地域課題の解決に向けた福祉教育に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民が集う拠点として，相談支援体制を強化する ○ボランティア団体等の行事・活動を周知し，地域交流の場を提供する ○地域の生活課題・福祉課題を解決するための福祉教育を推進する

※福祉教育：年少者も高齢者も，障がいのある人もない人も，国籍や言葉の異なる人もすべての人がかけがえのない存在として尊ばれ，差別や排除されたりすることなく社会生活の中でともに支えあい，一人ひとりが誇りをもって，心豊かに生きる喜びを感じることができるよう，「ともに生きる力」を育むことを目標とする教育。

(3) 避難行動要支援者の支援体制づくり

災害発生時に最も重要となるのは、自らの身を守る「自助」であり、このことは、避難行動要支援者（※1）とその家族にも当てはまるものです。

しかし、避難行動要支援者は、その身体的な特性等により、自助が困難である場合が想定されることから、避難行動要支援者の支援においては、自治会や自主防災組織、近隣住民等の地域における支援活動（＝「共助」）が特に重要となり、自治会等の地区を単位として、日ごろから訪問活動や諸行事の案内などを通じた地域交流を図り、緊急時には、遠慮なく連絡ができるといった日常生活における関係づくりが重要です。

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、発災時に、それぞれの避難行動要支援者の状態に合わせた支援が必要となります。そのため、避難行動要支援者とその家族は、積極的に自治会や自主防災組織等と話し合い、避難支援関係者、避難所、避難方法等について具体的な計画（個別の支援計画）の作成に取り組むことが重要となります。

個別の支援計画の策定については、共助の観点から、避難支援関係者（※2）と避難行動要支援者とその家族と具体的な支援等の方法について協議しながら、避難支援関係者の役割等を調整・明確にした支援計画の策定を推進し、行政や関係者等との間で必要な情報を共有し、災害に強い地域づくりを進めます。

※1 避難行動要支援者：生活基盤が自宅にある者のうち、次のいずれかの要件に該当するもの

- ①要介護認定区分3以上
- ②視覚障害1級・2級，聴覚障害2級，上肢・下肢障害・体幹機能障害・移動機能障害1・2級，療育手帳A判定，精神障害者手帳1級
- ③地域の避難支援関係者が避難行動支援の必要を認めた者

※2 避難支援関係者：消防機関，警察機関，民生委員等，社会福祉協議会，自主防災組織，行政区長，その他の避難支援等の実施に関わる者

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
○避難行動要支援者名簿の提供に同意する ○避難支援関係者と交流し、情報を共有する	○避難行動要支援者と交流し、情報を収集する ○自主防災組織で防災訓練を実施する ○地区防災計画を作成する ○地区防災計画に基づいた個別支援計画を作成する	○避難行動要支援者名簿を広く周知する ○避難支援関係者に、名簿を適切に提供する ○大崎市地域防災計画を推進する

(4) 生活困窮者の自立支援

社会経済の構造的な変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援機能の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行い、自立と尊厳を確保しながら、孤立しない地域づくりを目指します。

また、生活困窮者の把握のため、生活保護受給者の相談窓口である社会福祉事務所をはじめ、生活困窮者自立相談支援機関、消費生活センター、ハローワークなどの公的機関の連携を図るほか、納税・保健・高齢者介護・市営住宅等の庁内の関係部局との調整、既存の社会資源である、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会、障害者相談支援事業者、地域包括支援センター、民生委員等とのネットワークも活用しながら、対象者の早期発見に努めます。

支援を行うにあたっては、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性、その他の事情など、経済的困窮に至る背景を踏まえた適切かつ広範的な支援の展開が求められます。

さらに、相談や申請行為を行うことが困難な者も少なくないため、支援に関する情報を個人に届けることも重要となることから、自立相談支援制度の広報や周知、庁内関係部署等での制度利用の勧奨など、支援のアウトリーチ(※)の視点が必要となります。

複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労や家計など様々な面から、自立に向けた包括的な支援を提供できる体制の強化に努めます。

また、自立相談支援機関をはじめ、各相談窓口や既存社会資源の活用、民生委員等やボランティアなどとの連携による日常的な見守りなどの支援を通じ、社会参加や居場所づくり、新たな就労先の開拓など、地域の実情や特徴を活かした地域づくりを目指します。

※アウトリーチ：待っているだけの支援でなく、より積極的に向かい合った支援を行うこと。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○一人で悩まず、深刻化する前に相談する ○サロン等に参加し、地域住民との交流を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談者を状況に応じた関係機関につなげる ○各団体窓口を広く周知する ○民生委員等地域での日常적인見守りを行う ○サロン等の行事を開催し、地域での居場所づくりに協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、適切な支援を行う ○生活困窮者自立支援制度について、広く周知する

(5) 再犯防止の推進

罪を犯してしまった人が地域において安定した生活を送るために、社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするため、市民への広報や啓発とともに支援体制を整えることが必要となります。

法務省が主唱する「社会を明るくする運動」を推進し、市民、保護司、更生保護女性会、民生委員等、事業者、警察署、ボランティア団体及び行政等が、犯罪予防活動・再犯防止活動を効果的に実施し、犯罪のない安全で安心な地域社会づくりを推進します。

また、再犯者の多くは無職者である割合が多い傾向があることから、過ちを犯してしまった青少年への学習の支援や協力雇用主会の組織加入を促進し、刑事施設退所後の就職活動においての選択の幅を広げ、再犯の防止を推進します。

保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者や障がい者等が犯罪をした際に、必要な保健・医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供できるように、分野横断的な連携体制を整備することに努めます。

本市では、岩出山庁舎に開設している更生保護サポートセンターをとおして、支援員となる保護司や民生委員等への研修プログラムを支援するとともに、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支える体制を強化します。




【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○社会復帰に向けた支援プログラム等に取り組む ○再犯防止に向けた取り組みに関心を持つ ○再犯防止に向けて地域で支え合う 	<ul style="list-style-type: none"> ○保護司等地域で再犯防止を支援する ○更生保護サポートセンターの役割を発信し、活動の充実を図る ○協力雇用主会や更生保護女性会への加入を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ○非行少年等への再教育や学習支援の充実を図る ○検察庁・保護観察所等関係機関と連携し、安定した生活再建に向けた情報提供を行う ○相談体制を整え適切な支援を行う ○再犯防止施策推進協議会等の設置について検討する ○協力雇用主の優遇措置と就労確保支援策について検討する

2 地域で相互に支え合う仕組みづくりの推進

<関連するSDGsの目標>

- 3 すべての人に健康と福祉を
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

(1) 総合的な相談体制の確立

最近の窓口相談は、複合的な内容のものが少なくありません。例えば、福祉や健康、医療、就労、生きづらさに関する相談に、子育てや介護、家庭問題、経済的問題が複雑に組み合わされる事例があります。

本市においては、保健・医療・福祉、その他の複合的な相談については、関係部局の連携により対応しています。この連携を市の体制として構築し、強化していく必要があります。

また、地域共生社会の実現を目指した包括的相談体制の検討を進め、今後、ますます複合化・複雑化が予想される相談に対して、福祉分野に限らず、保健・医療関係者や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人等の民間事業者も含めた連携による包括的な支援体制を確立し、地域における福祉サービスの適切な利用促進を目指します。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○必要な保健福祉医療サービスの情報を収集する ○必要なサービスを行政や各種団体に相談する 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度や各種サービスの情報を発信する ○相談者の自立と権利擁護の視点で関係機関と連携する 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請手続きや各種相談のワンストップサービス体制を構築・強化する ○地域共生社会の実現にむけた包括的相談体制の整備を検討する ○関係する課や部署で情報を共有し、課題解決に向けて協働するシステムを構築する ○状況に応じた適切な相談支援を行う

(2) 成年後見制度利用の促進

認知症や知的障がい、精神障がい、発達障がい等により、日常生活を送る上で十分な判断ができない人が、地域で安心して暮らせるよう、意思決定を支援しつつ成年後見制度の周知・啓発と、利用促進に向けた取組みを進めます。さらに、権利擁護支援のための地域連携ネットワークやその中核となる機関の構築を進めます。

また、高齢者の福祉、障がい者の福祉等について横断的に関係者が連携し、成年後見制度を利用することにより、効果的に対象者の生活の質を高めることができるように連携体制を構築します。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
○成年後見制度の理解を深める ○これからの生活や暮らし方について、身近な人と考える ○将来に備えて、自分の代理として意思決定してくれる人を選んでおく ○一人で悩まず相談する	○相談者の権利擁護について正しい知識を持つ ○相談者の利用に向けたサポートを行う	○成年後見制度について広く周知する ○中核機関の設置について具体的に検討する ○利用支援事業(※)の積極的な活用を図る ○地域でのリーダーや市民後見人を育成する

※利用支援事業：介護保険法に規定する地域支援事業や障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等の全部又は一部を助成する事業のこと。

(3) 虐待への予防策の促進

高齢者，障がい者，児童に対する虐待については，被害者だけでなく，家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目し，関係各課・機関による地域連携ネットワークを構築する面的対応が必要です。個々の虐待の背景をしっかりと捉えながら予防策に取り組んでいきます。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
○見守りや相談，通報，早期発見に努める ○相談窓口と通告・通報先を知る ○虐待を疑ったら関係機関に通告・通報する	○虐待の適切な理解と知識を持つ ○虐待について定期的に勉強会や事例検討会を実施する ○虐待の通告・通報を受けた場合は市に連絡する	○相談体制の整備と相談窓口について周知する ○虐待を早期に発見し対応する(権限を適切に行わせる) ○警察署や専門機関と連携を図る ○地域連携ネットワークを構築し，虐待防止のため家族全体を支援する

(4) 情報の収集・発信システムの構築

地域福祉の推進にあたっては，福祉サービスの利用に関する情報や相談窓口，ボランティア活動の情報など各主体それぞれが積極的に情報提供することが必要です。

また，福祉に関わる人それぞれの情報ネットワークや活動を通じて，意見や情報を共有することが求められています。

そのため，NPO法人，市民活動団体，企業，行政その他の各種機関や団体等が持つ情報を共有し，成年後見制度や，日常生活自立支援事業，苦情解決制度など，適切なサービス情報を効果的に活用できる仕組みづくりを進めます。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスを評価し発信する ○情報を収集し、適切なサービスを利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を発信し、他の情報を収集する ○各団体で発行する広報誌やウェブサイトを活用し、効果的に情報を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットや SNS 等を使用し、市民と地域各種団体等をつなぐ、効果的な情報ネットワークの構築を検討する ○広報「おおさき」やウェブサイトを活用し、効果的に情報を提供する

(5) 地域の特性や実情に応じたサービス基盤づくり

福祉分野に関わる支援を必要とする人のニーズは、個人の価値観、時間や場所、世帯の状況によって異なり、求めているサービスの質・量・種類も様々です。行政や社会福祉法人等が行う福祉サービスは、画一・公平・平等の一律的に実施できる基礎的な部分ですが、それだけでは対応できない部分については、地域住民相互の助け合いやボランティア活動による新たなサービスを創り出し、当事者の声が反映されたより使いやすいサービスの基盤づくりを目指します。

複雑多様化した地域生活課題を解決するために、行政が民間の参入を促進したり、課題解決のコーディネートをすることにより、民間企業等の社会福祉を目的とする多様なサービスの参入を推進します。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○必要なサービスの意見や感想を積極的に伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者・相談者の状況に合わせたサービスを提供する ○新規サービスの参入を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法人の設立を促進し支援する ○関係機関への情報提供や研修会等を開催する

3 地域のボランティアとコーディネーターの育成・支援

<関連するSDGsの目標>

3 すべての人に健康と福祉を

17 パートナーシップで目標を達成しよう



(1) 社会福祉協議会の役割

協働による地域福祉を進めるためには、地域コミュニティの連携が不可欠です。

社会福祉協議会は、地域コミュニティを構成する市民やNPO法人等とパートナーシップを形成し、まちづくりにおける協働の仕組みの形成過程において、地域と深く関わりを持つ福祉団体です。

また、自らがコーディネーターとなり、地域コミュニティ内のボランティアとコーディネーターの育成・支援などが期待されます。

さらに、社会福祉協議会は「大崎市地域福祉計画」と連動し、「大崎市社会福祉協議会地域福祉活動計画」の策定を行います。その中で各福祉団体等へのアンケートやヒアリングで収集した情報を活動計画に反映させるなど、本計画実現に向けての一翼を担うものです。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明確に位置づけられており、従来から行ってきたコミュニティワークなどの「専門性」を積極的に発揮することが求められています。さらに、地域福祉に関係する個人や団体が行う活動等の連絡調整や、協議の場として極めて重要な役割を担っています。

大規模災害発生時には、災害ボランティアセンターの運営や、全国から駆けつけてくるボランティアの受け入れ、被災者のニーズの把握と対応が求められ、災害ボランティアリーダーの育成や体制の強化が必要となります。

今後、本市においては、地域福祉の積極的な推進を図るため、社会福祉協議会と問題意識の共有を図るなど、地域福祉を担う両輪として共に活動していきます。

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
<p>○社会福祉協議会の事業へ参加する</p> <p>○地域課題を発信する</p>	<p>○ボランティアの育成・支援等地域づくりを推進する</p> <p>○地域の支え合い活動の継続的な支援を行う</p> <p>○住民主体で、住民同士が支えあう地域づくりを推進する</p> <p>○地域福祉のニーズを把握し、関係者と共有する</p>	<p>○社会福祉活動を推進する事業の実施を支援する</p> <p>○地域福祉活動計画との整合性を図る</p>

(参考) 社会福祉法第109条抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(2) みんなで支えあうネットワークの形成と人材育成

少子高齢社会の進展など社会情勢の大きな変容の中で、地域コミュニティを形成するもっとも身近な行政区や町内会などの地縁組織（※1）においては、構成員の高齢化や固定化、構成人数の減少による活動の低調傾向が見られ、事業の継続性や担い手不足が課題となっています。一方、ボランティア団体・市民活動・NPO法人などの志縁組織（※2）では、地域課題への明確な関心と実践力や地域外とのネットワークを有しているものの、特定の住民の活動となり、地域住民の理解と協力体制が脆弱という課題があります。

これからの地域課題に対応するためにも、これらの地縁組織と志縁組織の横のつながりを強固なものとしていくことが大切であり、同時に、新たな地域人材の発掘と育成が不可欠となっています。

このことから、人材育成は、従来の公開講座などの座学型から実践的課題解決型への転換が必要と考えられます。研修のための研修とはせずに、様々な仕事や社会活動にチャレンジし、多様なライフワークを生み出す「生活力」、積極的に地域社会に関わり、地域自治を担う主体性と地域づくりのマネジメントを担う「社会力」、地域資源を有効に活かし効果的なまちづくりをコーディネートできる「経営力」といった研修カリキュラムを通じ、新たな地域福祉のリーダーの育成を推進します。

※1 地縁組織：町又は字の区域など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成されたコミュニティ。自治会、町内会等

※2 志縁組織：共通する目的で集まった人たちにより構成される組織・団体

【それぞれの目指すべき姿】

市民	地域各種団体等	行政
○みんなで支えあうことを理解し行動する	○地縁組織と志縁組織へ継続的な活動支援と連携の強化を図る ○地域の人材を育成する	○地域のリーダーを育成する研修会等を実施する

第5章 計画の推進に向けて

1 行政の役割と今後の推進体制

地域福祉の理念は、「住民主体」であるとはいえ、行政が地域住民の健康で文化的な生活を保障する役割を担い続けることに変わりはありません。「自助」並びに「共助」への取り組み支援、社会福祉協議会との協働など、行政の役割は一層大きなものとなります。

地域福祉における行政の役割は、福祉分野のみならず、様々な分野で市民生活と密接に関連しています。このことから、市全体の地域福祉推進の指針である本計画を、全庁的な計画として位置づけ、保健・医療、福祉、人権、教育、労働、住宅、環境など、関係部局と幅広く連携を取り、更なる地域福祉推進のため、職員のスキルアップや意識改革、行政組織の体制づくりを進めます。

2 関係機関や各種団体との連携

地域福祉の中心的役割を担うのは、住民や各種ボランティア、NPO法人、福祉サービス実施事業者など多岐にわたり、行政とそれら実施主体は、常に緊密な関係で維持し、ネットワークによる連携を図る必要があります。また、国・県の保健福祉関係機関との連携も欠かすことができません。

今後も、地域福祉の推進に向け、関係機関や各種団体との調整を図りながら更なる連携を推進します。

3 社会福祉協議会との連携の強化

社会福祉協議会は、市民、関係団体、事業者等が幅広く地域福祉の場に参加し、官民協働の地域福祉を推進のため、各種事業の企画や実施、住民が活動へ参加するための援助、事業に関する調査等を行い、地域福祉計画と連動し福祉活動を具現化する「地域福祉活動計画」の実現を進めています。

行政は、かねてから社会福祉協議会と連携して、地域福祉の推進に努めてきましたが、今後もさらに連携を強化し、協働で地域福祉の推進を図っていく必要があります。

本市は、地域福祉を推進する専門機関としての社会福祉協議会の体制強化を支援し、活動の充実を進めるほか、地域福祉活動を支援していきます。

4 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者のみならず障がい者や子どもを含むすべての人々が、それぞれの地域が持っている資源を活用しながら、自分らしく住み慣れた地域で生活していくため、医療や介護、福祉サービスなどの様々な生活支援を適切に提供できる体制を構築していくことが地域包括ケアシステムです。

ケアを必要としている人には、その人のニーズに合わせ、関係機関が連携して支援することが求められています。そのため、保健・医療・福祉等の関係機関がネットワークを構築し、話し合いの場を創出するなど、連携促進に関する取組みを進め、それぞれの役割を担いながら適切なケアを推進していくことが重要です。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域独自の生活支援システムも求められています。大崎市では、「健康づくり」、「自立支援」、「地域づくり」を3つの柱とし、地域自治組織とともに、高齢者や障がい者、子育て世代の一人ひとりの暮らしを第一に見据えた「大崎市流地域包括ケアシステム」を推進していきます。

5 終わりに ～ 計画の展望 ～

今回の計画の改訂に基づいて、新たに地域福祉を進めていくにあたり、推進状況を定期的に点検し、施策の検討、調整、見直しへ結び付けていく必要があります。

こうした作業を着実に実施するため、市民や関係機関・団体等からの意見、提言をいただきながら、計画の中に反映させるなど、常に本計画の質の向上を目指していきます。

また、新型コロナウイルス感染症などによる影響を鑑み、感染症対策に対応しながら本計画を進めていく必要があります。

その成果として、行政、団体、市民など、全市的な相互の信頼感が増幅し、住民同士の支え合う仕組みづくりが構築され、地域の絆が深まり、本計画の基本理念である「地域の絆と支え合いーこのまちに住んでよかったといえるまち・おおさき」の実現を目指します。



第6章 資料編

1 福祉を取り巻く状況

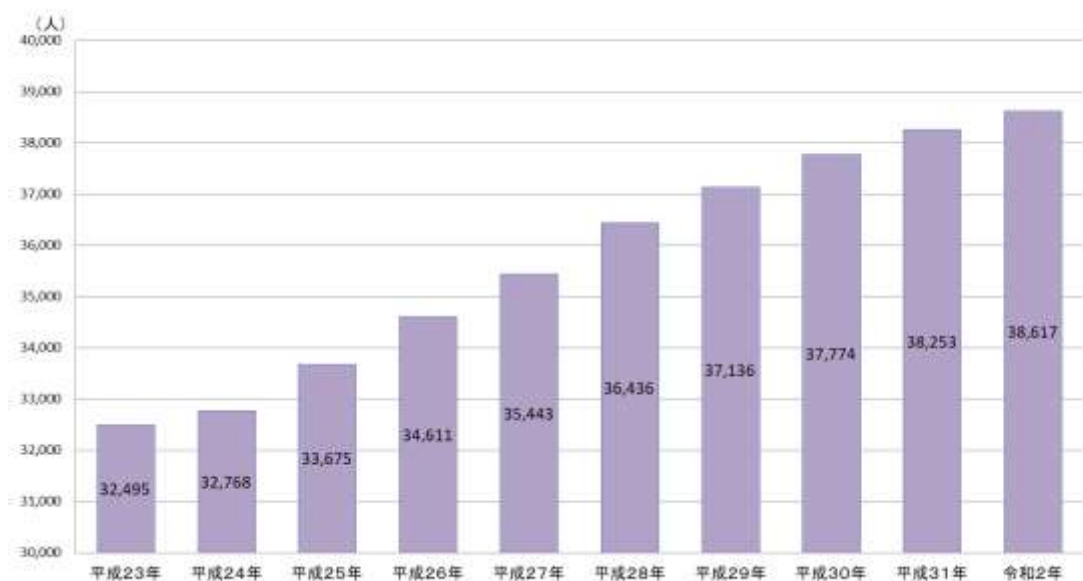
(1) 高齢者人口の推移

(単位：人)

年度	総人口 (A)	65歳以上高齢者数 (B)	高齢化率 (%) (B/A×100)
平成23年	136,089	32,495	23.9%
平成24年	136,100	32,768	24.1%
平成25年	135,695	33,675	24.8%
平成26年	135,272	34,611	25.6%
平成27年	134,292	35,443	26.4%
平成28年	133,552	36,436	27.3%
平成29年	132,878	37,136	27.9%
平成30年	131,692	37,774	28.7%
平成31年	130,158	38,253	29.4%
令和2年	128,718	38,617	30.0%

※各年3月末現在の住民基本台帳（外国人登録を含む）人口より

図表一 高齢者人口の推移



(2) 高齢者世帯の推移

(単位：世帯)

年度	65歳以上高齢者のいる世帯				計 (A+B+C+D)
	高齢者のみの世帯			高齢者の いる世帯 (D)	
	1人暮らし (A)	2人暮らし (B)	3人以上 (C)		
平成23年	4,243	3,278	168	14,569	22,258
平成24年	4,430	3,382	146	14,478	22,436
平成25年	4,726	3,571	175	13,843	22,315
平成26年	4,813	3,770	206	14,525	23,314
平成27年	5,264	3,966	256	14,436	23,922
平成28年	5,618	4,192	288	14,322	24,420
平成29年	5,751	4,417	348	14,104	24,620
平成30年	5,979	4,630	366	13,909	24,884
平成31年	6,255	4,807	385	13,622	25,069
令和2年	6,416	5,018	385	14,132	25,951

※各年3月末現在の住民基本台帳人口より（施設入所者を除く）

図表一 高齢者のみの世帯数の推移



(3) 障がい児（者）の推移

○身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

年度	視覚障害	聴覚障害	言語等障害	内部障害	肢体不自由	計
平成 23 年	404	360	53	1,534	2,879	5,230
平成 24 年	392	359	55	1,543	2,888	5,237
平成 25 年	403	370	64	1,624	2,957	5,418
平成 26 年	396	368	59	1,653	3,019	5,495
平成 27 年	390	363	58	1,644	2,969	5,424
平成 28 年	376	365	60	1,671	2,928	5,400
平成 29 年	370	349	59	1,709	2,827	5,314
平成 30 年	354	342	55	1,705	2,744	5,200
平成 31 年	343	342	56	1,710	2,667	5,118
令和 2 年	332	338	57	1,746	2,582	5,055

※各年 3 月末現在の所持者

図表一身体障害者手帳所持者数の推移



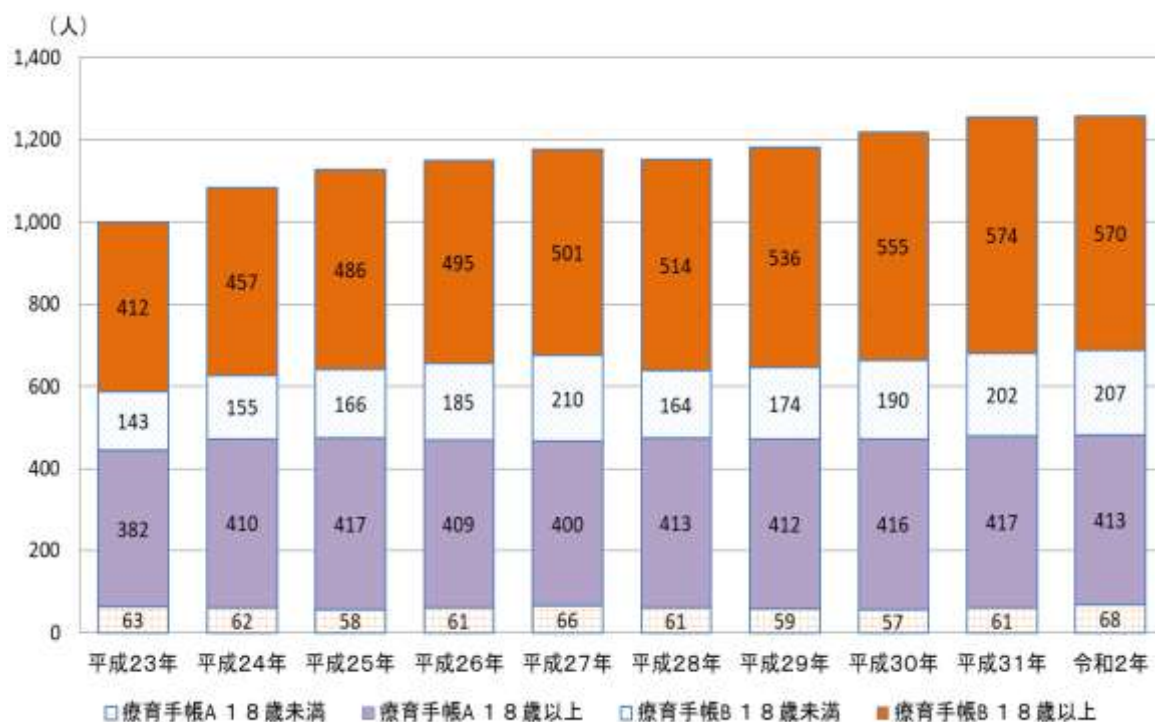
○療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

年度	療育手帳A			療育手帳B			計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
平成23年	63	382	445	143	412	555	1,000
平成24年	62	410	472	155	457	612	1,084
平成25年	58	417	475	166	486	652	1,127
平成26年	61	409	470	185	495	680	1,150
平成27年	66	400	466	210	501	711	1,177
平成28年	61	413	474	164	514	678	1,152
平成29年	59	412	471	174	536	710	1,181
平成30年	57	416	473	190	555	745	1,218
平成31年	61	417	478	202	574	776	1,254
令和2年	68	413	481	207	570	777	1,258

※各年3月末現在の所持者

図表一療育手帳所持者数の推移



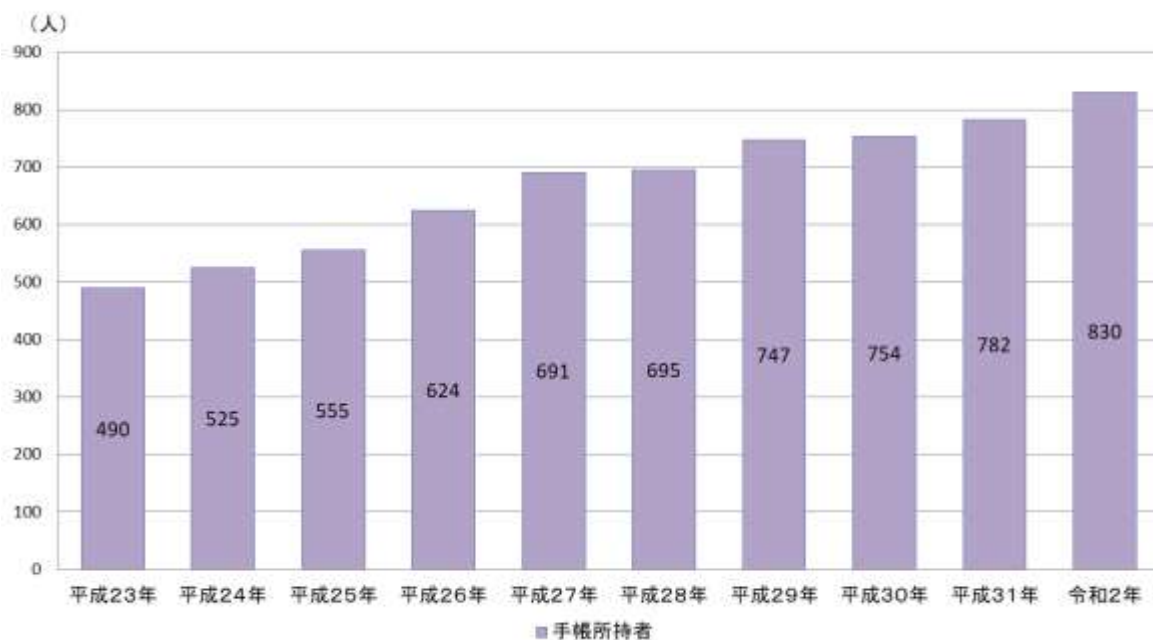
○精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 (単位：人)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
490	525	555	624	691

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度
695	747	754	782	830

※各年 3 月末現在の所持者

図表一精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(4) 出生率の推移

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生者数	1,138	1,080	1,090	1,087	995
出生率(%)	8.4%	7.9%	8.0%	8.0%	7.4%

平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
1,063	1,023	906	897	805
7.9%	7.7%	6.8%	6.8%	6.2%

※各年12月末の住民基本台帳人口(外国人含む)より

図表一 出生率と出生者数の推移



(5) 犯罪認知件数の推移

(単位：件)

	古川警察署管内	鳴子警察署管内	計
平成 22 年	1,084	110	1,194
平成 23 年	1,220	80	1,300
平成 24 年	1,100	89	1,189
平成 25 年	975	79	1,054
平成 26 年	945	113	1,058
平成 27 年	965	96	1,061
平成 28 年	851	96	947
平成 29 年	779	106	885
平成 30 年	946	74	1,020
令和元年	654	79	733

※各年1月から12月までの件数

図表一 犯罪認知件数の推移



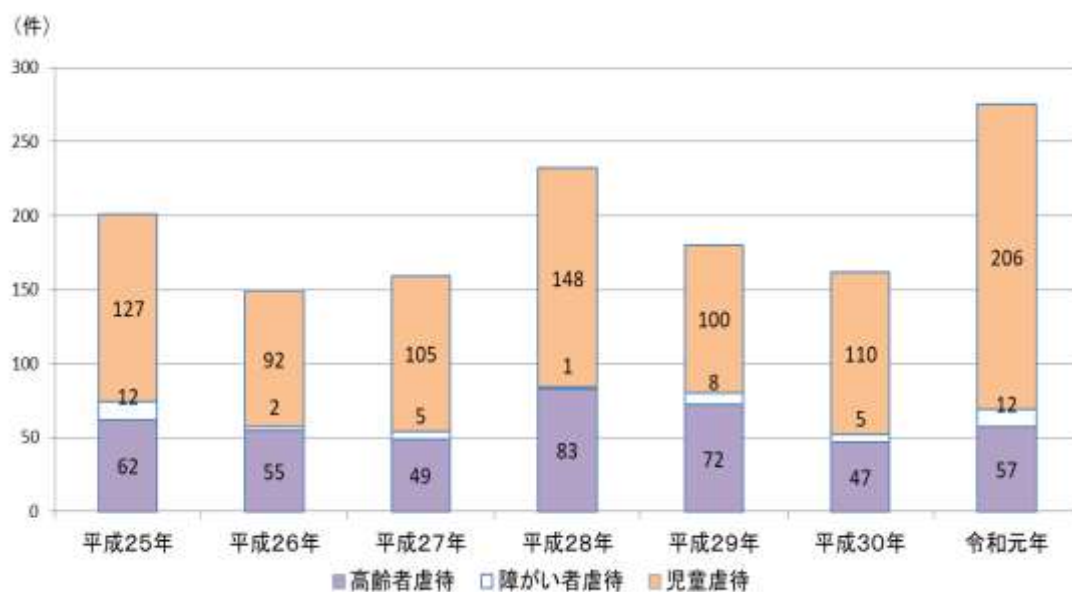
(6) 虐待に関する相談・通報受理件数の推移

(単位：件)

年度	高齢者虐待	障がい者虐待	児童虐待	計
平成25年	62	12	127	201
平成26年	55	2	92	149
平成27年	49	5	105	159
平成28年	83	1	148	232
平成29年	72	8	100	180
平成30年	47	5	110	162
令和元年	57	12	206	275

※各年度（4月から3月まで）の延べ件数

図表一 虐待に関する相談・通報受理件数の推移



2 第2次大崎市地域福祉計画の策定（平成27年2月）までの背景

- 平成12年6月、社会福祉事業法の改正が行われ、平成15年4月から社会福祉法として施行
改正法では、今後の福祉サービスの展開が、行政によるサービスだけでは、福祉ニーズに十分に対応していくことが困難となる時期が到来することを想定し、補完するための民間参入として、NPO法人や福祉関係団体、一般市民の参加が不可欠と分析。
このことを踏まえ、行政だけでなく民間も含めた多様な福祉サービスを、利用者自身が選択するという考え方と合わせ、地域での支え合いや助け合いなどによる「地域福祉の推進」が、はじめて掲げられました。
- 平成19年8月、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされ、本市においては、平成20年3月に大崎市地域福祉計画を策定しました。
- 平成22年8月には、全国各地で地域社会の希薄化による高齢者の所在不明問題の発生により、少子高齢社会における高齢者等の孤立が憂慮され、地域福祉計画に、高齢者等の孤立防止や所在不明問題を踏まえた対応について、有効な計画となっているか点検し、必要に応じて計画の見直し等を行うよう求められました。
- 平成25年には、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）が改正。これまで国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）が全面的に改正され、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）が示されました。
- 平成27年4月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が施行され、生活困窮者自立支援制度について、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成26年3月）が示されました。

3 【参考】 持続可能な開発目標（SDGs）と地域福祉計画

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、誰一人取り残さない、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015年9月に国際連合で採択されました。全世界の共通課題である、貧困や不平等・格差、テロや紛争、気候変動などさまざまな課題を2030年までに解決するために、17の目標を設定しています。

本計画が示す地域福祉の目標は、SDGsの理念と共通する点があります。本計画に基づき、地域福祉を推進することで、SDGsの達成に資するため、本計画の基本目標を、SDGsの17の目標に関連づけて取り組みます。

<本計画に関連するSDGsの目標>



貧困をなくそう



すべての人に
健康と福祉を



人や国の不平等
をなくそう



パートナーシップ
で目標を達成しよう



4 計画策定の体制

(1) 大崎市地域福祉計画策定検討会議設置規則

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、大崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定に当たり意見を聴くため、大崎市地域福祉計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第3次大崎市地域福祉計画の策定に関する意見を聴取すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3次大崎市地域福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 検討会議は、20人以内で構成する。

2 検討会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係業務に携わる者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) まちづくり活動又は自治的活動を行う団体に所属する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(議長及び副議長)

第4条 検討会議に議長及び副議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長は、会務を総理し、検討会議を代表する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(報酬の額)

第6条 大崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年大崎市条例第62号)第2条第2項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、5,000円とする。

(会議)

第7条 検討会議の会議は、市長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、検討会議に委員以外の者(以下「関係人」という。)の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委員及び関係人の責務)

第8条 委員及び関係人は、会議の過程及びその結果において知り得た情報を漏らし、又は自己及び他者の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市又は検討会議が公表した情報については、この限りでない。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、民生部社会福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この規則は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(2) 大崎市地域福祉計画策定検討会議委員名簿

	区分	所属・職	氏名	備考
1	学識経験者	宮城大学 教授	安齋 由貴子	議長
2	医療関係業務に携わる者	(一社)大崎市医師会 大崎市在宅医療・介護連携支援センター センター長	鈴木 眞紀子	
3	福祉業務に携わる者	大崎市ボランティア連絡協議会 会長	會田 征子	
4		大崎市自立支援協議会 事務局	茂泉 成之	
5	各種福祉団体に関係する者	大崎市社会福祉協議会 事務局次長兼地域事業課長	早坂 義教	
6		大崎市民生委員児童委員協議会 会長	高橋 栄徳	
7	まちづくり活動又は自治的活動を行う団体に所属する者	親子リトミッククラブ 代表	高橋 真理	
8		大崎市老人クラブ連合会 会長	佐藤 節夫	
9		大崎市障がい者福祉協会 会長	相澤 清志	
10		鹿島台地域行政区長連合会 会長	高橋 興業	
11		岩出山地域福祉推進委員会 委員長	安倍 優	
12		鳴子地域福祉推進委員会 委員長	中鉢 幸一	
13		田尻地域福祉推進委員会 委員長	砂金 祥任	
14	関係行政機関の職員	宮城県北部保健福祉事務所 副所長	熊谷 幸一	副議長
15	その他市長が必要と認める者	大崎地区保護司会 会長	福原 俊悦	
16		NPO 法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 理事	薄井 淳	

(3) 大崎市地域福祉計画庁内連絡会議名簿

	所属	職名	氏名	備考
1	市民協働推進部	政策課	課長補佐	三浦 正貴
2		まちづくり推進課	主幹兼係長	福原 貴之
3	総務部	防災安全課	課長補佐	菊池 勝行
4		人財育成課	課長補佐	小笠原 忠典
5		市政情報課	課長補佐	佐々木 好則
6	民生部	高齢介護課	主幹兼係長	北谷 あゆみ
7		子育て支援課	課長補佐	長谷川 崇
8		子ども保育課	主幹兼係長	高橋 達也
9		健康推進課	課長補佐	長内 さゆり
10		社会福祉課 地域包括ケア推進室	室長補佐	氷室 貴文
11	教育部	生涯学習課	課長補佐	佐々木 哲也
12	建設部	建築住宅課	課長補佐	鎌田 淳
13	松山総合支所	市民福祉課	課長補佐	千葉 栄子
14	三本木総合支所	市民福祉課	課長補佐	今村 公宣
15	鹿島台総合支所	市民福祉課	主幹兼係長	川口 純
16	岩出山総合支所	市民福祉課	主幹兼係長	松本 正徳
17	鳴子総合支所	市民福祉課	主幹兼係長	三浦 仁
18	田尻総合支所	市民福祉課	技術主幹兼係長	氏家 玉枝

(4) 策定経過

策定に向けた検討機関として、「地域福祉計画策定検討会議」及び「地域福祉計画庁内連絡会議」を設置し、それぞれの実施状況は下記のとおり

会議名	開催日時	開催場所	会議内容
第1回地域福祉計画庁内連絡会議	令和2年 5月27日(水) PM	古川第一小学校 ふれあいルーム	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定スケジュール 現行計画の見直しについて
第1回地域福祉計画策定検討会議	令和2年 7月21日(火) PM	大崎市古川保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 策定会議の議長、副議長の選任 計画の位置づけと他計画との整合、計画期間について
第2回地域福祉計画庁内連絡会議	令和2年 7月31日(金) AM	大崎市古川保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 計画の見直しの概要について
第2回地域福祉計画策定検討会議	令和2年 9月9日(水) PM	大崎市古川保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念及び基本目標について 地域福祉計画と一体的に策定する計画について
第3回地域福祉計画庁内連絡会議	令和2年 10月5日(月) PM	大崎市古川保健福祉プラザ 多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標と計画の構成の修正について
第3回地域福祉計画策定検討会議	令和2年 10月28日(水) AM	大崎市図書館 研修室3	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標と計画の構成の修正について パブリックコメントについて
第4回地域福祉計画策定検討会議	令和3年 1月14日(木) AM	大崎市役所東庁舎 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果について 地域福祉計画最終案について